

## 別 添 2

### 国土交通省からの回答 貨物自動車運送事業法改正に関するQ & A

#### 販売事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	今回の改正で白ナンバートラックの件は、販売事業者に影響がありますか？	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要となります。今回の改正法により、令和8年4月1日以降は、運送事業の許可や届出なく有償で貨物の運送を行う違法な事業者に対し、貨物の運送を委託した者についても、新たに処罰等の対象となります。
2	白ナンバートラックの配送センターに任せても大丈夫なのでしょうか？	同上

#### 卸事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	白ナンバートラックで運用していますが、今回の改正は白ナンバートラックに対する規制強化なののでしょうか？	現行でも、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要となります。今般の改正は、運送事業の許可や届出なく有償で貨物の運送を行う違法な事業者に対し、貨物の運送を委託した者についても、新たに処罰の対象としたものです。
2	トラックが5台に満たない場合は緑ナンバー取得の特例などあるのでしょうか？ また、5台に満たない場合は未申請で良いのでしょうか？	一般貨物自動車運送事業の許可基準において、島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの）については、車両数の特例がある場合があります。（最寄の運輸局にご相談ください。）
3	白ナンバートラックで配送料無しで充填料の請求だけの場合は、規制対象外という考え方で良いのでしょうか？	名目の如何にかかわらず、運送の対価としての有償性が無い場合には許可等は不要となります。
4	白ナンバートラックを10台以上所有し、配送センターでの運用以外に米、水など配送も行っています。白ナンバーのまま良いのでしょうか？ また、緑ナンバーを取るにはどうしたら良いのでしょうか？	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要となります。許可申請にあたっては、最寄の運輸局において、審査基準等を公示させていただいておりますので、HP等をご参照としていただければと思います。